

※令和5年5月7日までと5月8日以降で、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

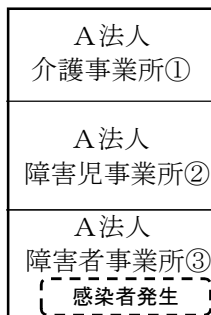
No.	区分	ご質問	回答
1	申請手続	検査実施前に交付申請することは可能か。	できません。本事業は受検後の申請手続となります。
2	申請手続	受検した個人が申請することは可能か。	できません。本事業は対象施設等の運営上での不安解消等を目的とした事業であるため、申請者(補助対象者)は対象施設等の運営法人としております。受検は職員または利用者の方ですが、検査費用を対象施設等で負担したうえで、対象施設等を運営する法人より申請していただく必要があります。
3	申請手続	1対象施設あたりの申請は1回しか申請できないのか。	感染者が発生した場合、その影響があった範囲内において、1対象施設等(事業所)当たり1回申請を行うことができます。ただし、前回の申請・交付から一定期間経過後であって、感染者の発生に至った事由が前回の補助事業と異なると客観的に判断される場合は改めて申請を行うことができます。
4	申請手続	添付書類は何を付ければよいのか。	受検者一覧と医療機関等からの領収書(領収日付、検査種別、単価、費用の内訳、検査件数が記載されているもの)の写しを添付してください。領収書で明細等が記載されていない場合は、検査にかかるパンフレットの写しやネット画面を印刷したもの等の補足書類をご提出ください。なお、医療機関等からの領収書が受検した個人の名前等になっており、対象施設等で負担したことが分からない場合は、対象施設から受検者へ費用負担した際の領収書等を添付してください。
5	申請手続	申請から振込までどれくらいの期間がかかるのか。	申請書類が整った日から概ね1ヶ月以内を目途にお支払いする予定ですが、申請件数等により、前後する可能性がありますので、予めご了承ください。
6	申請手続	押印は必要か。	申請者欄にご署名いただければ、押印は必要ありません。なお、記名・押印(代表者印)の押印によって申請することを妨げるものではありません。
7	申請手続	対象施設で障害児通所支援等サービスと障害福祉サービスを一体的に実施している場合、障害福祉サービスにも同じ補助金があるようだが、申請はどうすれば良いか。	障害児と障害者を一体的に実施している場合(例:放課後等デイサービス<障害児>と生活介護<障害者>)は、対象者ごと(障害児通所支援等サービス利用者は子ども福祉課、障害福祉サービス利用者は障害者支援課)で申請願います。ただし同じ対象者を重複して申請は出来ませんので、ご注意ください。共生型の指定を受けて実施している場合、原則本体事業所を所管している方を優先してご申請下さい。また基準該当の場合には介護にて申請願います。
8	申請手続	同一建物で、介護・障害・児童それぞれの事業所が存在する場合にはどうなるのか。	事業所ごとにそれぞれの検査費用補助金(介護保険課、障害者支援課、子ども福祉課)に対して申請ください。(※)
9	対象経費	行政検査とは。	行政の判断により、必要に応じ感染が疑われる者に対して行われる検査を指します。

No.	区分	ご質問	回答
10	対象経費	抗原定量検査とは。	<p>左記の検査を含め、検査方法等の概要については、厚生労働省HPIにてご確認ください。（「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に関する検査について」で検索。） なお、本事業では抗原定量検査は職員及び利用者いずれも対象者となります。</p> <p>※抗原定性検査(検査キット)は令和5年5月7日までに感染者が発生した場合において、濃厚接触者である職員が待機期間を短縮するために行った検査分のみ対象となります。(No11参照)</p>
11	対象経費	<p>抗原定性検査は対象となるか。</p> <p>※令和5年5月7日までの内容</p>	<p>令和4年1月14日以降に実施した検査については対象となる場合があります。</p> <p>厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」または「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に基づき、「濃厚接触者となった対象施設等の職員が、無症状のため通常の待機期間を待たずに職場復帰する際に抗原定性検査キット(薬事承認を受けたものを必ず使用すること。)により検査を実施した場合は、復帰日当日及びその前日に実施した2回分の検査費用を、本事業において補助対象とします。</p>
12	対象経費	補助対象となる受検者の範囲は。	<p>本事業は新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の、対象施設等における職員又は利用者を対象としております。ただし、対象施設が利用者の家族分も負担した場合は、その対象経費とします。</p>
13	対象経費	感染者が発生していない時点で、施設内一斉検査を実施した場合(スクリーニング的な実施)、補助金の対象となるか。	<p>感染者が未発生時点での検査は、本事業の対象外です。</p>
14	対象経費	同じ受検者が2回受検した場合、どちらも対象経費として申請してよいか。	<p>本事業は、行政検査の対象とならなかった職員または利用者が、感染の有無を確認するための検査を対象としていることから、職場復帰時の抗原定性検査を除き(対象者については、No.12参照。)、お一人の方が複数回受検されることは基本的に想定しておりません。</p> <p><令和5年5月7日まで> 濃厚接触者の職場復帰時の抗原定性検査は、職場復帰前日と当日の2回連続検査が必要なため、同一対象者が2回受検した分が対象となります。</p>
15	対象経費	受検時の陰性証明書等の発行料金は対象となるか。	<p>本事業の対象経費は検査に要した経費であるため、検査と一体的であり必須となる経費以外である、陰性証明書の発行料金等は対象外です。</p>
16	対象経費	<p>補助対象となる検査の範囲は。</p> <p>※令和5年5月7日までの内容</p>	<p>本事業の対象は、行政検査の対象とならない方が任意で受検する検査費用です。保健センター等の判断を待たず、事業所等の判断で実施した任意の検査は対象外です。ただし、令和4年1月18日以降(愛知県の感染症分類レベル2が解除されるまでの間)に実施されたPCR検査等については、補助の対象となり得る場合があります。</p>

No.	区分	ご質問	回答
17	補助対象者	「同一建物内の併設事業所」の具体的な範囲は。	対象施設と同一建物内に所在する当該補助対象事業者（＝同一法人内）が運営する別の事業所を指します。なお、事業所の範囲は同補助事業を行う介護サービス、障害(児)者サービスに限定します。
18	補助対象者	なぜ同一法人内なのか。	こうした事業所は物理的・空間的に密接しており職員が行き来が多く、また会議や連絡により一定時間接触する機会も多いことから感染の可能性が非常に高いと想定されるため、対象とするものです。
19	補助対象者	補助対象は感染者が発生した対象施設等に限定されるのか。濃厚接触者のみが発生した事業所や感染者の発生した事業所と連携した事業所は含まれないのか。	本事業は感染者が発生した対象施設及び当該対象施設と同一建物内の併設事業所に限定されます。

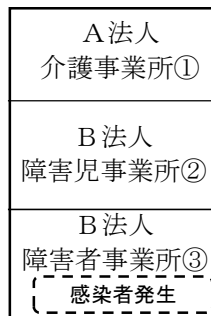
※【Q8】関連事例

【ケース1】



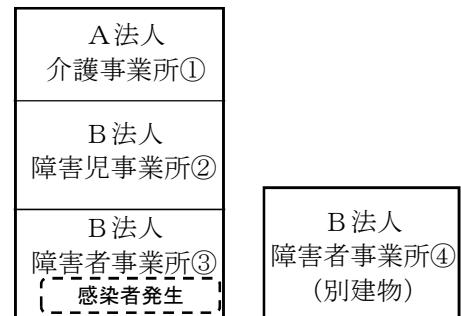
①～③事業所すべて対象
各所管課に申請

【ケース2】



②、③事業所は対象
(①は対象外)
各所管課に申請

【ケース3】



②、③事業所は対象
(①、④は対象外)
各所管課に申請